

評価対象			
事務事業名	赤坂地区地域防災力向上	開始年度	平成 18 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(5) 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める		
施策名	④ 地域の防災力の向上		

事業概要	
事業の目的	今後30年以内に70%の確率で発生するといわれる首都直下地震に備えて、地域住民、事業所等の地域防災力を向上させることを目的としています。
事業の対象	港区内の防災住民組織、地域防災協議会、町会・自治会、共同住宅の居住者・管理組合・管理事業者が結成した団体、高層住宅の居住者が当該高層住宅ごとに自主的に結成した防災組織等
事業の概要	<p>【防災知識普及・啓発】 区民や事業者に対して、防災知識の普及・啓発を促進するため、出前講座や防災展の実施、イベントへの参加出展を行います。</p> <p>【防災住民組織育成・支援】 防災住民組織、地域防災協議会等の地域団体の自主的な防災活動を支援するため、地域防災訓練の支援、講習会等を開催します。</p> <p>【地域防災アドバイザー派遣】 防災住民組織や地域防災協議会等に対し、防災アドバイザーを1団体につき年5回まで無料で派遣をします。</p> <p>【地域防災協議会育成・支援】 地域防災協議会の活動支援及び活動費の一部補助を行います。</p> <p>【高層住宅等の震災対策】 高層住宅の防災対策推進に向け、体制や組織づくり、防災計画の策定、防災講演会・学習会や地域団体との連携希望時に防災アドバイザーを派遣します。</p>
根拠法令等	東京都震災対策条例、港区防災対策基本条例、地域防災協議会の支援に関する要綱、防災住民組織の育成に関する要綱、防災住民組織の育成に関する要綱、港区防災アドバイザー派遣要綱

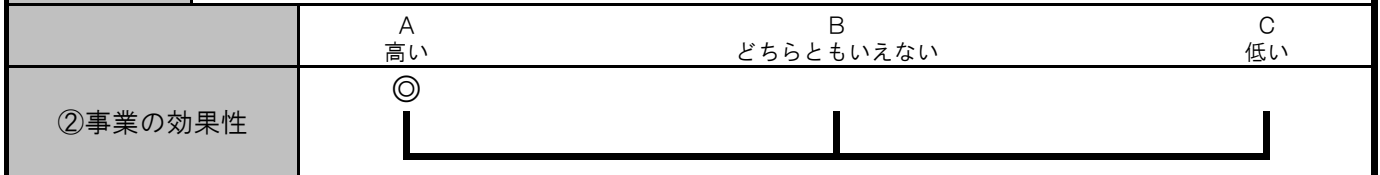
【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価	
開始当時の背景・これまでの経緯	<p>地域での防災対策は、従前は防災課が実施していましたが、平成18年度からの区役所・支所改革により、各地区でより地域に密着した防災力向上の取組を開始しました。東日本大震災の教訓を得て、港区特有の課題である高層住宅の震災対策や地域での対策がさらに進むよう、平成23年度から高層住宅資機材助成や防災アドバイザー派遣を開始しました。また、高層住宅資機材助成については、対象マンションの規模を見直すなどの対応をしてきました。</p>
評価	<p>A 高い</p> <p>B どちらともいえない</p> <p>C 低い</p>
評価の着眼点	<p>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</p> <p>◎</p> <p>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</p> <p>◎</p>
①事業継続の必要性	◎
①事業継続の必要性評価の理由	<p>(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 首都直下型地震の発生の可能性があり、防災に対する意識が高まる中、地域の防災力をさらに強化・向上していくために、継続して地域の防災活動を支援する必要があります。</p>

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	知識普及・啓発のためのイベント等実施回数			指標2	防災訓練及び防災講座実施回数			指標3	アドバイザー派遣延べ回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	5	5	100.0%	平成29年度	9	9	100.0%	平成29年度	8	3	37.5%
	平成30年度	5	5	100.0%	平成30年度	9	6	66.7%	平成30年度	8	6	75.0%
	令和元年度	5	—	—	令和元年度	8	—	—	令和元年度	8	—	—

指標から見た事業の成果  
 避難所運営マニュアルの見直し検討会を実施したため、訓練を実施していない避難所運営ブックもありましたが、マニュアル見直しを行ったため、地域防災力は向上しています。防災アドバイザー派遣数は、積極的に制度の利用促進を行ったことから増加しており、防災への意識が高まっていると考えられます。

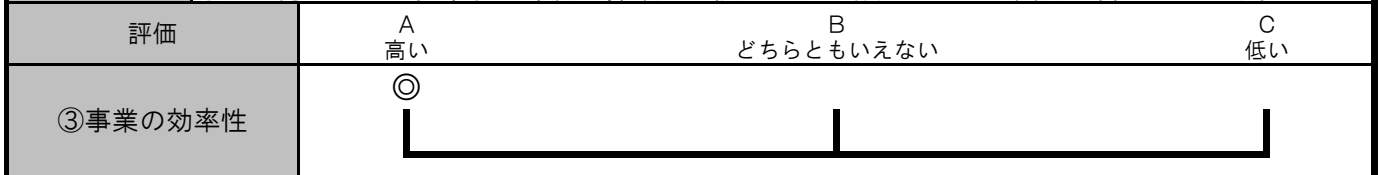


②事業の効果性評価の理由  
 (事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か)  
 知識・普及啓発のためのイベントや出前講座の実施、防災アドバイザー派遣等により地域住民の防災意識を高めることができ、地域の防災活動を支援することで地域の防災力の向上を図ることができるため、事業の効果は高いといえます。

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	590	100%	590	0	0	0	150	0	740	635	86%
	平成30年度	565	100%	565	0	0	0	255	0	820	815	99%
	令和元年度	3,560	100%	3,560	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
 平成29年度から「赤坂地区地域防災協議会育成・支援」、「赤坂地区防災住民組織等育成・支援」、「赤坂地区高層住宅等の震災対策」、赤坂地区地域防災アドバイザー派遣、「赤坂地区防災知識普及・啓発」の5つの小事業を統合し、「赤坂地区地域防災力向上」へと一本化し経費削減に努めました。令和元年度予算額には防災マップ作成にかかる費用が含まれています。



③事業の効率性評価の理由  
 (費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか)  
 今後、防災アドバイザー派遣の増加が増えていくことが想定されることから、予算配分を再度検討していく必要があります。

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見  
 総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。  
 ・「拡充」：レベルアップ  
 ・「継続」：現状維持  
 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)  
 ・「統合」：他事業と統合

今後、発生が予測されている首都直下型地震に備え、地域住民、事業所等の地域防災力の向上を図る必要があります。今後も地域住民等に対し、継続的に防災意識の普及・啓発活動を行い、防災意識の向上を図るとともに、地域の防災活動を支援することにより、地域の防災力の向上を図ります。

評価対象			
事務事業名	赤坂地区総合防災訓練	開始年度	平成 18 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(5) 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める		
施策名	④ 地域の防災力の向上		

事業概要	
事業の目的	<p>①「自らの命は自らが守る」「自分たちのまちは、自分たちで守る」という地域ぐるみの自助・共助の防災対策を促進します。</p> <p>②区民の防災意識及び防災行動力の向上を図ります。</p> <p>③区及び関係防災機関相互の協力体制を確立します。</p> <p>④区民及び区内事業所の協力体制を確立します。</p> <p>⑤港区地域防災計画の運用の習熟を図ります。</p>
事業の対象	区民、赤坂地区防災協議会・防災住民組織、関係機関、事業所、大使館
事業の概要	<p>毎年1回、区の地域に係る災害に関し、自助・共助・公助を実現するため、また、職員や区民の防災意識の高揚と防災行動力の向上のために、防災関係機関及び地域住民等との連携を中心とした「地域訓練」として、総合防災訓練を実施します。</p>
根拠法令等	港区防災対策基本条例、港区地域防災計画、港区総合防災訓練実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価	
開始当時の背景・これまでの経緯	<p>昭和46年度から、防災課が一元的に総合防災訓練を実施してきました。平成18年度からの区役所・支所改革により、各地区の訓練をより地域に密着した訓練として各総合支所で実施することとなりました。</p> <p>時代とともに、訓練内容を見直すとともに、参加者増加や外国人の参加促進等を推進するため、親子で楽しめるメニューの実施など様々な工夫をしています。</p>
評価	<p>A 高い</p> <p>B どちらともいえない</p> <p>C 低い</p>
評価の着眼点	<p>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</p> <p>◎</p> <p>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</p> <p>◎</p>
①事業継続の必要性	◎
①事業継続の必要性評価の理由	<p>(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか)</p> <p>参加住民が反復して訓練を行うことで災害時の行動を身につけるとともに、毎年新たな情報を提供することにより防災知識の更なる向上を図ることができます。</p>

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	総合防災訓練参加者数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	1,100	907	82.5%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	1,100	1,012	92.0%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	1,050	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	平成30年度は地域防災協議会等の防災関係団体にご協力いただき、23の訓練・体験・啓発ブースを実施しました。新たに「夜型防災訓練」を実施し、夜間災害時の避難訓練を実施しました。また、チーム対抗のバケツリレーを実施し、地域住民同士の共助を育みました。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 区民の防災知識の向上を図るとともに近隣住民が一堂に集まり、顔の見える関係を築くいい機会となっているため、効果は大きいと考えます。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳 (千円)												決算状況 (千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
			平成29年度	2,548	100%	2,548	0	0	0	0	0	2,548	2,135
	平成30年度	2,313	100%	2,313	0	0	0	26	0	2,339	2,284	98%	
	令和元年度	2,273	100%	2,273	0	0	0	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	執行率は95%を超えており、適正に執行されています。会場設営(委託料)は、区民ニーズに応えるため一部仕様書を変更したことにより増加しましたが、チラシ・ポスターの制作費の削減や啓発品の提供を受けるなど工夫を凝らし、事業全体の予算額は減少しました。												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) ブース訓練に加え、啓発品の配布や炊き出し(アルファ化米、豚汁)を行っていることを加味すると、費用対効果は高いと考えます。また、警察、消防をはじめ、防災関係団体が自主的にブースを実施しているため、コストの削減につながっています。												

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	区民の防災意識の向上を図るため、また、区と防災関係機関(消防署、警察署等)の協力体制を強固にしていくために継続して行っていく必要があります。さらに、多くの地域住民が一堂に集まり、顔の見える関係を築く場にもなっているため、今後も継続する必要があります。

評価対象			
事務事業名	赤坂地区生活安全活動推進事業	開始年度	平成 18 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(6) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	③ 安全で安心できるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	事業の対象団体や所有者、区民等が防犯及び生活安全に関する装置の設置や活動を行った際の経費を助成することにより、防犯思想の普及徹底、地域の明るい環境づくりを推進するほか、建物への侵入犯罪等の抑止及び防止を図り、安全で安心して生活できる居住環境の実現を目指します。
事業の対象	区内防犯協会、区民等及び事業者を構成員とする団体、マンションの管理組合等及び公共住宅等に居住する住民で構成されている団体又は賃貸住宅の所有者、区内に住所を有し、かつ、区の住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主又はこれに準ずる者、町会、自治会、商店会等
事業の概要	①区内防犯協会が防犯活動や生活安全活動を実施するための経費の一部を助成します。 【補助限度額】1回の申請につき、30万円(1年度内1回)。 ②区民及び事業者を構成員とする団体が実施する生活安全活動に要する経費の一部を助成します。 【補助限度額】1回の申請につき、経費の総額に4分の3を乗じて得た額。上限15万円(1年度内1回)。 ③区内の共同住宅の管理組合等又は所有者が共用部分の防犯対策するための経費の一部を助成します。 【補助限度額】経費の総額の2分の1の額。上限50万円(新たに設置する場合のみ)。 ④区内に居住し、住民登録をしている世帯主等が居住住宅の防犯対策をするための経費を助成します。 【補助限度額】5千円以上の経費が対象。経費の2分の1の額。上限1万円(1住戸1回)。 ⑤商店会等が、防犯等を目的として設置する防犯カメラ等整備及び維持管理経費の一部を助成します。 【補助限度額】防犯カメラ等整備費は、1回の申請につき、経費の総額に4分の3を乗じて得た額。上限1,500万円。防犯カメラ等維持管理費は、経費の総額。防犯カメラ1台につき、上限1万5千円。
根拠法令等	港区防犯協会補助金交付要綱、港区安全安心まちづくり補助金交付要綱、港区共同住宅防犯対策助成事業実施要綱、港区住まいの防犯対策助成事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	昭和62年度に、生活安全に対する不安の高まりとともに、防犯対策の支援をすることを目的として、事業を開始しました。 平成18年度からの区役所・支所改革により、各地区総合支所で実施することとなりました。防犯カメラの設置に関しては、地域住民の防犯意識のますます高まりや警察からの要請などにより、設置も増加傾向にあります。住まいの防犯対策助成については、制度発足時の状況とは異なり、量販店での購入が可能となったことやコストも低減してきていることから助成件数も減少してきています。								
評価	<table border="1"> <tr> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
A 高い	B どちらともいえない	C 低い							
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td></td> <td>◎</td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)		◎	
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)		◎							
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) いずれの事業もPR方法の工夫や仕組みの見直し、事業の展開等を検討する必要があると考えます。また、防犯カメラの設置及び維持管理経費の助成については、ニーズがあることから、今後も継続し、補助率等を見直しを含め、今後さらに利用しやすい事業となるような工夫が必要であると考えます。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	共同住宅防犯対策助成件数			指標2	住まいの防犯対策助成件数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	3	4	133.3%	平成29年度	8	4	50.0%	平成29年度			
	平成30年度	2	1	50.0%	平成30年度	5	3	60.0%	平成30年度			
	令和元年度	2	—	—	令和元年度	5	—	—	令和元年度			

指標から見た事業の成果 ③共同住宅防犯対策助成、④住まいの防犯対策助成も予定件数を下回っていますが、事業のPRを始め、わかりやすい、利用しやすい仕組み等を考えて実績があげられるように見直しを進めていきます。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 共同住宅防犯対策助成件数や住まいの防犯対策助成件数の実績が伸び悩んでいますが、この助成制度は地域住民の防犯の向上に必要なものと考えます。内容の見直しを行う中で、PRの方法の検討を行い、実績の増につなげたいと考えます。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	18,411	100%	18,411	0	0	0	0	0	18,411	17,636	96%
	平成30年度	6,375	100%	6,375	0	0	0	0	0	6,375	5,299	83%
	令和元年度	3,460	100%	3,460	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況 防犯カメラの設置予定件数により事業費は毎年変化します。今年度は防犯カメラ設置予定はありませんが、少しでも実績を増やしていけるようその方策を検討していきます。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 令和元年度は防犯カメラの設置予定はありませんが、補助率が高いため設置する団体は負担が軽減されます。また、設置した後も、維持管理経費の助成制度もあるため同様に負担が軽減が図れ、活用されやすいと考えます。		

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ○ 継続      ● 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見  
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。  
・「拡充」：レベルアップ  
・「継続」：現状維持  
・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)  
・「統合」：他事業と統合

防犯カメラが増設されることにより、犯罪の抑止が図られ、体感治安も良くなっていることが感じられます。また、設置の相談も増えています。当事業により、区民の防犯対策が強化され、安心・安全なまちづくりを促進するため更なる拡充が必要であると考えます。  
一方、住まいの防犯対策助成については、防犯に関する社会情勢の変化や生活安全に関する他の助成、支援制度との整合性を勘案し、内容を見直す必要があります。

評価対象			
事務事業名	赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会支援	開始年度	平成 15 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(6) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	③ 安全で安心できるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	都内有数の繁華街であり、「安全・安心まちづくり推進地区」に指定されている赤坂地区について、より一層安全で安心できるまちにするため活動や取組を考え、実行に移して、効果をあげていくため、区民、地域団体、事業者、関係機関等により構成される「赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会」の運営・活動を支援します。 港区総合支所処務規程第11条協働推進係第12項（生活安全活動の推進に関すること）
事業の対象	協議会の構成：区民、事業者、関係団体、行政機関（区、警察）等
事業の概要	「赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会」の設置 ・総会・・・偶数年度に開催。 ・防犯パトロール・・・年3回実施。 ・客引き防止啓発活動の実施（客引き禁止看板の設置等） ・暴力団排除講習会の開催・・・協議会会員の暴力団排除に関する知識の習得や排除運動の醸成を目的として開催（平成28年度に開催） ※平成25年度から防災課から事務移管。事業費については、平成24年まで、「港区生活安全協議会」及び「六本木地区安全安心まちづくり推進会議」と合わせて計上。
根拠法令等	安全で安心できる港区にする条例 安全で安心できる港区にする条例施行規則

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	平成20年11月、赤坂地域に特化した環境美化や暴力排除の対策を推進するため、「赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会」が発足しました。 平成22年に体感治安の改善事業の実施に伴い、協議会の実施地域や構成団体（商店街、町会・自治会、地域団体、教育機関、行政機関、区等）を拡大させ、協議会が実施する活動等を支援しています。 【団体】54団体（平成31年4月1日現在） 【役員】11名（平成31年4月1日現在）								
評価	<table border="1"> <tr> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
A 高い	B どちらともいえない	C 低い							
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 平成20年11月発足以来、町会、商店会、事業者、関係機関、警察、区が連携して、運動を展開してきました。地域住民の意識も高く今後もこの連携をさらに深め、地域が一体となって取り組んでいく必要があるため、区・警察が事務局として支援していく必要があります。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	パトロール実施回数			指標2	パトロール参加者数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	3	3	100.0%	平成29年度	390	387	99.2%	平成29年度			
	平成30年度	3	3	100.0%	平成30年度	387	380	98.2%	平成30年度			
	令和元年度	3	—	—	令和元年度	380	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	年3回のパトロールを実施しました。区民、地域団体、事業者、関係団体が一体となってパトロールを実施することにより、暴力排除や客引き防止などを広く地域に訴える運動が実施できており、その成果としてパトロールの参加者数が安定して多くの方に参加していただいていることから啓発の効果が上がっています。このことにより赤坂地域の体感治安が良い状態になっています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 普段、町会、自治会等で実施しているパトロールに加えて、当該事業のパトロールを実施することで、防犯や違法看板、客引き行為の抑制につながります。											

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	77	100%	77	0	0	0	0	0	77	77	100%
	平成30年度	104	100%	104	0	0	0	0	0	104	80	77%
	令和元年度	100	100%	100	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	年3回の夜間防犯パトロール、隔年実施している総会の経費を支援しています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) パトロールでは毎回130人前後の参加者があることから通行人に防犯、違法看板、悪質な客引き対策について効率的に啓発することができます。											

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。  
 ・「拡充」：レベルアップ  
 ・「継続」：現状維持  
 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)  
 ・「統合」：他事業と統合

住民の防犯、違法看板、悪質な客引き行為等への意識が高く、毎回130人前後の参加者がいます。当該事業のパトロールを、普段町会や自治会単位で実施しているパトロールに加えて実施することで、犯罪の抑止や、通行人への防犯対策の啓発へとつながるため、継続する必要があります。



評価対象			
事務事業名	赤坂地区清掃事業普及・啓発	開始年度	平成 18 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施策名	① 区民・事業者との協働によるごみの減量		

事業概要	
事業の目的	赤坂青山清掃協会の会員が、自主的協力によって清掃事業の向上と円滑な運営を図り、区域内の美化と環境衛生の向上に寄与するための活動を支援しています。
事業の対象	赤坂青山清掃協会
事業の概要	<p>地域内のごみ減量及び適正な処理の推進を図るため、赤坂青山清掃協会が行う事業を支援します。</p> <p>①赤坂青山清掃協会事務局としての運営や必要な支援 常任理事会、総会、懇親会、女性部役員会等の調整支援をします。</p> <p>②エコライフ・フェアMINATOのバザー品出店支援 毎年、有栖川宮記念公園で開催される環境課主催のエコライフフェアでリサイクルバザーを出店するため、必要な支援をします。</p> <p>③施設見学会、研修会の実施支援 清掃・リサイクル事業に対する知識を深めるため、清掃やリサイクルに関連する施設の見学等の実施の支援をします。</p> <p>④清掃協会補助金申請等事務手続き 事務局として、補助金の申請事務を行います。</p> <p>⑤赤坂青山清掃協会会長表彰支援 表彰に関する事務を事務局として実施します。</p>
根拠法令等	港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例、赤坂青山清掃協会会則、赤坂青山清掃協会女性部規約

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	<p>清掃協会は、清掃思想の普及と清掃事業の円滑な推進のために、都が働きかけ、区民の協力を得て結成された組織です。</p> <p>赤坂青山清掃協会、港東清掃協会は昭和31年、麻布清掃協会は昭和37年に設立されました。</p> <p>平成18年度の区役所・支所改革により、みなと清掃事務所から各地区総合支所へ事務局が移管され、港東清掃協会は、芝・高輪・芝浦港南地区総合支所、赤坂・青山清掃協会は赤坂地区総合支所、麻布清掃協会は麻布地区総合支所がそれぞれ担当となりました。</p> <p>現在は、麻布清掃協会と赤坂・青山清掃協会のみが活動を行っています。</p>								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td colspan="2"> ----- </td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td colspan="2"> ----- </td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	-----		今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎	-----	
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	-----							
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎	-----							
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) まちをきれいに保つために、今後もゴミの削減活動を推進し支援事務を継続することが必要です。また、地域住民への普及・啓発も積極的に行う必要があります。								

**【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価**

**②事業の効果性に係る評価**

事業の成果	指標1	バザー品売上代金 (単位: 千円)			指標2	会員数 (単位: 世帯)			指標3	施設見学会参加者数 (単位: 人)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	209	283	135.4%	平成29年度	7,005	7,103	101.4%	平成29年度	60	57	95.0%
平成30年度	283	283	100.0%	平成30年度	7,103	7,095	99.9%	平成30年度	60	68	113.3%	
令和元年度	283	—	—	令和元年度	7,095	—	—	令和元年度	60	—	—	
指標から見た事業の成果	エコライフフェアへの参加を通じてリサイクルやエコへの意識を高める活動を実施できています。バザーでは、エコライフフェアの参加人数により差は発生しますが、一定の売り上げを保っています。(バザー品売上実績: 平成27年度 280,885円、平成28年度 209,936円、平成29年282,317円、平成30年度282,037円) (清掃協力会事業の支援を通して、地域の清掃意識の高揚が図られています。)											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) バザーを通じ、品物を集める際に各家庭でリユース可能なものを探し、バザーを訪れた人がリサイクル・リユースについて考えるきっかけとなっており、直接区民へ働きかけることが可能となっています。さらに、地域の人が自ら問題意識を持って活動をするきっかけにもなっています。											

**③事業の効率性に係る評価**

事業費の状況	年度	予算状況の内訳 (千円)								決算状況 (千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成29年度	16	100%	16	0	0	0	0	0	0	16	12	75%
平成30年度	16	100%	16	0	0	0	0	0	0	16	12	75%
令和元年度	16	100%	16	0	0	0	—	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	施設見学会の支援のため、職員の同行経費を計上しています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 施設見学会を通して、清掃・リサイクル事業に関する知識を深めることができている。さらに、施設見学会で得たことを参加者が地域にフィードバックすることにより、地域全体に普及・啓発することが可能となっています。											

**【ステップ3】  
総合評価**

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。

- ・「拡充」: レベルアップ
- ・「継続」: 現状維持
- ・「改善」: 対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
- ・「統合」: 他事業と統合

エコライフフェアのバザー出店は、長年、麻布清掃協力会と合同で行っており、親睦を深めるための交流の場として機能しているほか、環境意識の啓発につながっています。また、施設見学会は、毎年多数の応募があり、地域からも他区の清掃事業の実態を知ることができる見学会を行うことを要望されているほか、環境意識も高まっています。

評価対象

事務事業名	赤坂地区みなとタバコルール推進	開始年度	平成 18 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(10) 環境に対する意識を高め行動する		
施策名	① 多様な主体と連携した環境保全・美化活動の推進		

事業概要

事業の目的	港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例で規定する「みなとタバコルール」に基づき、公共の場所での喫煙による迷惑の防止の取組を推進するとともに、喫煙者のマナーやモラルが定着するよう周知・啓発を行い、区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする環境の実現を図ります。
事業の対象	区内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者及び区内事業者等
事業の概要	みなとタバコルールを周知及び浸透させるため、以下の取組を行っています。 ①赤坂地区管内におけるタバコに係る苦情・相談対応 ②みなとタバコルールの周知・啓発 ○区民、事業者等の地域の皆さんと協働及び連携し、みなとタバコルールの啓発と環境美化のキャンペーン活動を実施 ○区内駅周辺等を中心に、路上・歩行喫煙の禁止についての路面シール、ポスター等を設置 ③巡回啓発員による路上・歩行喫煙者への指導・啓発の実施 ④赤坂地区管内の指定喫煙場所の整備・管理、環境改善 ⑤指定喫煙場所の清掃
根拠法令等	港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例、港区指定喫煙場所の設置等に関する要綱、港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例に基づく勧告及び公表に関する要綱等

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	健康増進法の改正に伴い、平成15年度から17年度まで、「みなとタバコルール」を試行し、主要駅周辺6箇所を「重点モデル地区」に指定するとともに、道路（駅前広場を含む）に「指定喫煙場所」を設置しました。 平成18年度以降は、区役所・支所改革をきっかけに、みなとタバコルールも各地区で地域と密着した啓発や清掃事業を展開してきました。 平成26年7月には、条例にタバコルールの基本方針を条文化し、更なる推進をしてきています。 また平成30年度の健康増進法の一部改正や東京都受動喫煙防止条例の制定により、港区ではさらに喫煙環境の整備を強化します。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎ ┌──────────────────┴──────────────────┐	
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎ ┌──────────────────┴──────────────────┐	
①事業継続の必要性	◎ ┌──────────────────┴──────────────────┐		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 苦情件数は依然と年間90件を超え、特定箇所への苦情が集中するなど、区民ニーズは高いと言えます。区民や在勤者からの関心は非常に高く、継続して取り組む必要があります。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	苦情相談件数			指標2	指定喫煙場所設置数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	60	91	151.7%	平成29年度	2	4	200.0%	平成29年度			
	平成30年度	60	96	160.0%	平成30年度	2	2	100.0%	平成30年度			
	令和元年度	60	—	—	令和元年度	2	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	平成29年度は溜池山王駅周辺に指定喫煙場所を2か所、屋内喫煙場所を2か所新設しました。赤坂地区管内の喫煙状況は苦情件数の増加から鑑みても、指定喫煙場所の整備や民間所有の喫煙所との連携等で、さらなる改善をしていく必要があります。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 「みなとタバコルール」の内容が徹底して周知され普及してきています。指定喫煙場所を整備することで、喫煙者がよりルールを守る環境を整備する必要があります。											

③事業の効率性に係る評価

		予算状況の内訳(千円)									決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	34,113	100%	34,113	0	0	0	0	0	34,113	32,197	94%
	平成30年度	43,012	100%	43,012	0	0	0	-3,147	0	39,865	39,709	100%
	令和元年度	49,058	90%	44,118	0	4,940	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	【需用費】クリーンキャンペーンの参加者が年々増加しているため、清掃用具等購入の予算を増加させています。 【委託料】令和元年度より、地域の要望により、道路上のガム痕の除去活動を実施し、作業委託料を増加させています。 【工事請負費】屋内指定喫煙所の整備を実施するため、予算をつけています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 条例規制によって、非喫煙者の受動喫煙喫煙防止は進んできていますが、その分喫煙スペースが減少してきています。タバコを吸う人と吸わない人の共存のために指定喫煙場所の整備等も地域の企業等と連携しながら進めています。											

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	条例により公共の場での喫煙に対する規制を設けたことにより、喫煙禁止区域での喫煙に対する指導への区民ニーズは高まっているため、今後もみなとタバコルールの周知徹底、啓発活動は実施していく必要があります。また条例によって、たばこ店、コンビニ前に設置してあった灰皿が撤去され、喫煙スペースが少なくなっていることから、喫煙者からの指定喫煙場所の整備のニーズも高まっていますが、港区のみの取り組みで解決することは困難です。そのことから、地元企業や鉄道事業者等の民間事業者や国や東京都との連携を、区全体の取り組みとして行っていく必要があります。

評価対象			
事務事業名	赤坂地区環境美化啓発	開始年度	平成 18 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(10) 環境に対する意識を高め行動する		
施策名	① 多様な主体と連携した環境保全・美化活動の推進		

事業概要	
事業の目的	区、区民等及び事業者が連携・協働し、地域環境美化のための取組を行い、良好な環境づくりを目指します。
事業の対象	在住者、在勤者、在学者、事業者等
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○清掃用具の貸し出し (個人、団体、企業等が行う清掃活動に必要な用具の貸し出し)</li> <li>○環境美化推進員の委嘱</li> </ul>
根拠法令等	港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例、同施行規則 港区環境美化推進員運営要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価					
開始当時の背景・これまでの経緯	<p>平成10年「港区を清潔できれいにする条例」により、環境美化に視点を置いた歩行喫煙や吸殻ポイ捨て防止の啓発活動を展開しました。</p> <p>平成18年度の区役所・支所改革により、条例に基づく地域での活動を推進していくため、環境美化推進委員の委嘱や清掃道具の貸出を行っています。</p>				
評価	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">A 高い</td> <td style="width: 34%; text-align: center;">B どちらともいえない</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い	
A 高い	B どちらともいえない	C 低い			
評価の着眼点	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">                     公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)                 </td> <td style="width: 75%; text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">                     今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)                 </td> <td style="width: 75%; text-align: center;"> </td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)		今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)					
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)					
①事業継続の必要性					
①事業継続の必要性評価の理由	<p>(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか)</p> <p>環境美化推進員委嘱者数は一定数おり、清掃活動を自主的に行いたいというニーズがあります。当事業は清掃活動を活性化させる契機となるため、事業は継続する必要があります。</p>				

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	環境美化推進員委嘱者数			指標2	環境美化推進員登録団体数			指標3	清掃用具貸出回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	724	629	86.9%	平成29年度	22	23	104.5%	平成29年度	15	10	66.7%
	平成30年度	724	591	81.6%	平成30年度	23	22	95.7%	平成30年度	15	11	73.3%
	令和元年度	591	—	—	令和元年度	22	—	—	令和元年度	11	—	—

指標から見た事業の成果 啓発活動や区民、事業者等へ清掃活動等の支援を行うことにより、在住、在勤、在学等港区にかかるすべての人に対し、清潔できれいな港区への意識付けに寄与しています。指標1の推進員環境美化推進員委嘱者数は、30年度には前年度に比べ減少していますが一定数いるため、環境美化への意識は保たれていると考えられます。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 地域の清掃活動を活性化させる契機として効果的な事業です。企業も多数参加しており、在勤者の環境美化意識向上にも寄与していると考えられます。		

③事業の効率性に係る評価

		予算状況の内訳(千円)									決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	27	100%	27	0	0	0	0	0	27	27	100%
	平成30年度	4	100%	4	0	0	0	0	0	4	4	100%
	令和元年度	5	100%	5	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況 清掃用具の在庫数を確認し、予算計上しています。用具貸与による事業効果、事業の周知方法等については検討していく必要があると思われれます。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 清掃用具の貸与を行い、自主的に活動をしてもらうことで、地域の環境美化の意識向上に寄与しています。		

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見  
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。  
・「拡充」：レベルアップ  
・「継続」：現状維持  
・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)  
・「統合」：他事業と統合

毎年、環境美化推進員が一定数(600人程度)います。企業の参加も多く、地域の環境美化に啓発していると考え、引き続き各団体の清掃活動を支援し、活性化していくことが必要です。

評価対象			
事務事業名	赤坂地区環境改善	開始年度	平成 18 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(10) 環境に対する意識を高め行動する		
施策名	① 多様な主体と連携した環境保全・美化活動の推進		

事業概要	
事業の目的	増えすぎたカラスによる被害から、区民の安全を守り、区民が快適に生活することができる環境を整えることを目的とします。
事業の対象	区の管理するエリアに加えて管内の民地、私道で緊急対応が必要な区民等
事業の概要	赤坂地区管内の民地や私道で緊急対応が必要な場合に、カラスの巣等の撤去業務を行います。 ①カラスの巣の撤去 ②落下したカラスのヒナの回収処分 ③落下したカラスの成鳥の回収処分
根拠法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価																	
開始当時の背景・これまでの経緯	平成18年度からの区役所・支所改革により、各地区においてカラス捕獲等のための委託事務を開始しました。																
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> <tr> <td>評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>①事業継続の必要性</td> <td>◎</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い	評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎			①事業継続の必要性	◎		
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い														
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎																
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎																
①事業継続の必要性	◎																
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 区民個人での対応が困難なケースもあり、一定の相談件数もあることから、区民の相談窓口として必要です。																

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	カラスの被害苦情件数			指標2	カラスの巣撤去件数			指標3	カラス（ヒナ）回収件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	15	4	26.7%	平成29年度	1	0	0.0%	平成29年度	1	0	0.0%
平成30年度	15	5	33.3%	平成30年度	1	0	0.0%	平成30年度	1	0	0.0%	
令和元年度	10	—	—	令和元年度	1	—	—	令和元年度	1	—	—	
指標から見た事業の成果	カラスに関する苦情は一定数ありましたが、主に発生場所が私有地であったため、カラス駆除業者の紹介で対応しました。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 相談への対応や助言等を行い、現状に即した対応ができています。また相談等への対応が素早く確実に進んでおり、効果的に実施されていると考えます。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳（千円）												決算状況（千円）	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
	平成29年度	76	100%	76	0	0	0	0	0	0	76	0	0%
平成30年度	35	100%	35	0	0	0	0	0	0	35	0	0%	
令和元年度	30	100%	30	0	0	0	0	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	近年予算執行率0%が続いているため、平成30年度から予算を削減しています。												
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い						
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 相談等に即した対応を取っているため、実施体制、手法は妥当と考えます。												

【ステップ3】総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	区民個人での対応が困難なケースもあり、相談件数も一定程度見込まれます。実際の駆除業務については資格を持った専門業者に委託しており、事業も効率的に実施されているため継続とします。



評価対象			
事務事業名	赤坂地区生活安全・環境美化活動推進事業	開始年度	平成 18 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(10) 環境に対する意識を高め行動する		
施策名	① 多様な主体と連携した環境保全・美化活動の推進		

事業概要	
事業の目的	区民、在勤者、在学者、町会・自治会等の地域団体、企業、関係機関等との連携により、地域の防犯・交通安全等の取組のほか、環境美化推進の取組を通じ、安全で安心して気持ちよく暮らすことができるまちづくりをめざします。
事業の対象	区民、在勤者、在学者、自治会・町会等地域団体、企業、関係機関等
事業の概要	赤坂青山安全・環境美化推進協議会の運営 安全で安心できる港区にする条例第11条第2項を根拠に設置されている「赤坂青山安全・環境美化推進協議会」を運営します。 【赤坂青山安全・環境美化推進協議会】 目的：赤坂地区における生活安全及び環境美化活動の推進 構成：赤坂地区の町会・自治会、商店会、その他目的に賛同する企業、団体等 活動：赤坂地区の安全を脅かす課題の解決策を検討し、生活安全、環境美化等に関する活動を展開 ○各種支援 地域の実情に応じた生活安全及び環境美化に関するキャンペーンの共催、自主パトロールへの参加等により活動を支援します。
根拠法令等	安全で安心できる港区にする条例、同施行規則、港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例、同施行規則

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	平成16年から安全で安心できる条例に基づき、各地区生活安全推進協議会を設置しました。 平成18年度からの区役所・支所改革により、各地区の地域特性に合わせ課題解決のために総合支所を中心とした活動を実施しています。								
評価	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">A 高い</td> <td style="text-align: center;">B どちらともいえない</td> <td style="text-align: center;">C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
A 高い	B どちらともいえない	C 低い							
評価の着眼点	<table border="0"> <tr> <td style="width: 50px;">公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 町会・自治会、商店街等の地域団体や関係団体等と協働して、地域の生活安全対策に取り組む必要があるため、この事業を継続する必要があります。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	活動回数（パトロールを含む）			指標2	協議会等が実施する活動延べ参加人数			指標3	協議会等開催回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	20	18	90.0%	平成29年度	312	562	180.1%	平成29年度	4	4	100.0%
	平成30年度	20	19	95.0%	平成30年度	562	565	100.5%	平成30年度	4	4	100.0%
	令和元年度	19	—	—	令和元年度	565	—	—	令和元年度	4	—	—

指標から見た事業の成果  
活動回数も安定してきたため、活動延べ参加人数も同様の傾向が見られます。このことにより参加者の生活安全・環境美化等に対する意識が高まり、協力と連携の輪が確かなものとなりました。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 協議会で活動方針や年間計画を立て、地域の人々がそれにしたがって実施しているため、実績が上がっています。情報共有やパトロールの実施は地域の安全安心に寄与しており効果性が高いと考えます。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳（千円）								決算状況（千円）		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	533	100%	533	0	0	0	0	0	533	532	100%
	平成30年度	289	100%	289	0	0	0	26	0	315	302	96%
	令和元年度	1,060	100%	1,060	0	0	0	0	0	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
今年度は生活安全マップを作成するため、事業費が増加しています。その他放置自転車警告票の作成等、活動に必要なものを購入するなど活動の支援に寄与しています。

0	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 区民や関係団体、町会・自治会等の地域団体との協働により、地域全体におけるパトロールが実施でき効率性が高いと考えます。		

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見  
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。  
・「拡充」：レベルアップ  
・「継続」：現状維持  
・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む）  
・「統合」：他事業と統合

当協議会は、町会・自治会、商店街、企業等から毎回多くの参加者が集まるため、地域の生活安全・環境美化に対する意識が高いです。また、これらの課題を共有し、対策を検討する場として効果的です。  
当協議会の主体が地域となるよう引き続き工夫をし、区の重要課題である落書き対策や防犯カメラの設置の拡充等に引き続き取り組んでいく必要があると考えます。

評価対象

事務事業名	赤坂地区地域情報の発信	開始年度	平成 18 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課地区政策担当	種別	—
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	3 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる		
政策名	(11) 多様なコミュニティの形成を支援する		
施策名	③ 地域活動情報の共有による地域コミュニティ意識の醸成		

事業概要

事業の目的	地域の活動・取組みや、地域に伝えられてきた伝統などを紹介し、地域情報の共有を図り、あらためて地域を考える契機を提供することを目的とします。
事業の対象	赤坂地区在住・在勤・在学者・赤坂地区に興味のある人
事業の概要	<p>公募により参加した編集委員が月1回程度編集会議を開催し、地域情報誌の企画、編集を行います。また、編集委員が取材や原稿作成を行い、地域情報誌「MYタウン赤坂青山」を年4回発行しています。</p> <p>地域情報誌は、赤坂地区内への全戸配布の他、駅、町会・自治会や区有施設等への設置を実施しています。また、区ホームページにデータ化した地域情報誌を掲載し、情報の発信を行っています。</p> <p>*英語翻訳版を年1回発行します。</p>
根拠法令等	港区赤坂地区総合支所区民参画組織赤坂・青山地区タウンミーティング設置要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	平成18年区役所・支所改革により、総合支所が設置され、地域情報の発信を強化するため、各地区において地域情報誌を発行することになりました。赤坂・青山地域の在住・在勤・在学者が編集委員として企画・取材・原稿作成を行い、身近な地域の情報を発信しています。また、区、警察、消防等、行政情報も併せて発信しています。年に5回（日本語版4回、英語版1回）発行していて、今年度で創刊から50号を迎えます。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 赤坂・青山地域の魅力、情報を発信する重要なツールであり、地域の方々にも地元の情報誌として根付いています。年5回発行しており、身近で最新の情報を地域に発信していること、定期的に行政情報を発信する媒体として重要な役割を果たしていることから、今後も発行を継続していくことが必要です。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	地域情報誌の配布箇所数			指標2	地域情報誌の発行部数			指標3	地域情報誌の発行回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	37	39	105.4%	平成29年度	100,000	100,000	100.0%	平成29年度	5	5	100.0%
	平成30年度	39	39	100.0%	平成30年度	100,000	100,000	100.0%	平成30年度	5	5	100.0%
	令和元年度	39	—	—	令和元年度	100,000	—	—	令和元年度	5	—	—

指標から見た事業の成果  
発行回数、発行部数ともに当初の予定通り発行できています。配布箇所数は地元企業の協力もあり、増加傾向で、今後も増加が予想されます。今年度は地域情報誌に関する区民からの意見募集の機会を設けます。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 編集委員が毎号テーマを考えて、赤坂・青山地域の魅力を発信しています。全戸配布の他、区有施設、管内の駅を中心に情報誌の設置に協力いただき、より多くの方が手に取る環境が整っています。地域情報誌をみて掲載スポットを訪ねる人や区の事業の問合せ等も多くあります。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)									決算状況(千円)	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	5,127	100%	5,127	0	0	0	0	0	5,127	5,076	99%
	平成30年度	5,116	100%	5,116	0	0	0	0	0	5,116	5,069	99%
	令和元年度	5,227	100%	5,227	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
ほぼ予算通りの執行状況となっています。今後も現状維持が予想されます。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 赤坂地区に在住・在勤・在学者の参画を得て、編集委員が自ら企画・取材・原稿執筆を行っています。今年度より地域情報誌作成業務と印刷業務の委託を一本化したことで、区民参画で考える時間によりゆとりができました。		

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見  総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」: レベルアップ ・「継続」: 現状維持 ・「改善」: 対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」: 他事業と統合	赤坂・青山地域の魅力、情報を発信する重要なツールであり、発行から10年以上経過し、地域の方々にも地元の情報誌として根付いています。掲載先からも情報誌を見て問合せする方も多くいるという声もいただいています。 公平性を担保しつつ、地域の身近な情報を地域の人の手で発信し、地域の魅力を高めていくには、事業の継続が必要です。
---	---

評価対象			
事務事業名	赤坂地区地区組織活動助成	開始年度	平成 18 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(17) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する		
施策名	① 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進		

事業概要	
事業の目的	青少年の健全育成に貢献する母の会の活動を支援し、事業の実施に伴う物品を助成することにより、母の会の育成を図ります。
事業の対象	赤坂青山母の会
事業の概要	母の会が青少年の健全育成に資する活動を実施するための費用等を助成します。 【補助対象経費】 ① 活動指導者謝礼 ② 研修会、講習会等実施に伴う講師謝礼 ③ 青少年育成事業に係る消耗品等
根拠法令等	母の会に対する助成要項

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価																	
開始当時の背景・これまでの経緯	平成15年度からか教育委員会で実施していた地域組織活動に対する助成について、平成18年区役所・支所改革から総合支所で母の会の活動を支援することになりました。																
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> <tr> <td>評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>①事業継続の必要性</td> <td>◎</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い	評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎			①事業継続の必要性	◎		
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い														
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎																
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎																
①事業継続の必要性	◎																
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 赤坂地区においても子どもの数が増えており、子どもたちの健全な育成について需要があり、これらに寄与する事業の必要性は高いと考えます。																

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	実施事業数			指標2	実施事業における青少年参加数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	6	6	100.0%	平成29年度	759	730	96.2%	平成29年度			
	平成30年度	6	6	100.0%	平成30年度	730	725	99.3%	平成30年度			
	令和元年度	6	—	—	令和元年度	730	—	—	令和元年度		—	—

指標から見た事業の成果 赤坂地区内で行われている青少年のための行事の一端を母の会が担うことで、地域の連携の輪が広がり、青少年の健全育成に貢献しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 幼稚園行事などにおいて、母の会が主体となり園児に配布するらくがき帳の選定や企画を行うことにより、地域団体と効果的に連携が取れています。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	82	100%	82	0	0	0	0	0	82	77	94%
	平成30年度	63	100%	63	0	0	0	0	0	63	50	79%
	令和元年度	61	100%	61	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況 平成30年度は中之町まつりで配布していたお茶(食糧費)を予算に計上していないため、予算額は前年度から削減しました。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 母の会が主体となりボランティア的な活動を行っています。 幼稚園のイベントの際に、らくがき帳などの教材を配布することで青少年の健全な育成に寄与しています。		

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見  
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。  
・「拡充」：レベルアップ  
・「継続」：現状維持  
・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)  
・「統合」：他事業と統合

母の会が主体となりボランティア的な活動を実施することで会の育成が図れています。青南幼稚園、中之町幼稚園のイベントの際、園児にらくがき帳などを配布することで、地域団体と効果的に連携し、青少年の健全な育成に寄与しています。母の会の育成支援及び青少年の健全育成の観点から、今後も継続的に支援していく必要があります。また、助成に関する手続きの方法の確認をおこなっています。引き続き、効果的な支援方法を検討していきます。

評価対象			
事務事業名	赤坂地区老人クラブ助成	開始年度	平成 18 年度
所属	赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係	種別	—
所管課長	赤坂地区総合支所協働推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	① 心豊かに充実した生活の支援		

事業概要	
事業の目的	港区内の老人クラブの行う活動を助成し、高齢期の生活を豊かなものとするとともに、いきいきとした高齢社会の実現に資することを目的とします。
事業の対象	赤坂地区内の老人クラブ
事業の概要	赤坂地区内の老人クラブが活動を実施するための経費の一部を助成します。 <b>【助成金の基準】</b> 正会員の人数によって助成金の額を決定します。 <b>【助成対象経費】</b> 老人クラブの活動の内、①社会奉仕活動②健康を進める活動③いきがいを高める活動④その他の社会活動（助成金の対象外経費 ①交際費②酒類等の食料費③その他不相当と認める活動） <b>【事務手続】</b> 老人クラブからの申請、活動報告に基づき、助成金の交付決定及び支出等を行います。
根拠法令等	老人福祉法、港区老人クラブ活動助成要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	平成18年度からの区役所・支所改革により、各地区において助成に関する事務を開始しました。								
評価	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:20%; text-align:center;">A 高い</td> <td style="width:60%; text-align:center;">B どちらともいえない</td> <td style="width:20%; text-align:right;">C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:20%; vertical-align:top;">                     公益性                      （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか）                 </td> <td style="width:20%; text-align:center;">◎</td> <td style="width:60%; border-bottom:1px solid black;"></td> <td style="width:20%; text-align:right;"></td> </tr> <tr> <td style="width:20%; vertical-align:top;">                     今日性                      （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか）                 </td> <td style="width:20%; text-align:center;">◎</td> <td style="width:60%; border-bottom:1px solid black;"></td> <td style="width:20%; text-align:right;"></td> </tr> </table>	公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか）	◎			今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか）	◎		
公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか）	◎								
今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか）	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	（歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか） 今後ますます高齢化が進行する社会情勢を鑑みると、高齢者の引きこもり防止、介護予防、いきがいつくりの推進につながる本事業は、継続する必要があると考えます。								

**【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価**

**②事業の効果性に係る評価**

事業の成果	指標1	老人クラブ数			指標2	老人クラブ会員数			指標3	老人クラブ活動回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	6	6	100.0%	平成29年度	292	292	100.0%	平成29年度	1,690	1,752	103.7%
	平成30年度	6	6	100.0%	平成30年度	292	282	96.6%	平成30年度	1,752	1,624	92.7%
	令和元年度	6	—	—	令和元年度	282	—	—	令和元年度	1,624	—	—
指標から見た事業の成果	老人クラブが安定した活動を続けられることにより、高齢者の引きこもりを防止し、介護予防、いきがづくり、社会参加の促進等につながっています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 老人クラブの活動回数から、活発な活動が行われていると評価できます。											

**③事業の効率性に係る評価**

予算状況の内訳（千円）												決算状況（千円）	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
													平成29年度
平成30年度	1,908	100%	1,908	0	0	0	0	0	1,908	1,908	100%		
令和元年度	1,908	100%	1,908	0	0	0	—	—	—	—	—		
事業費から見た事業の状況	要綱により助成額が決まっています。平成28年度より、1団体において都営住宅の建て替えにより活動しないため助成対象外となっています。												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 独居会員の自宅訪問や、作品展の開催などの活動を老人クラブが積極的に行うことで、いきがづくりにつながります。活動を促進するため、金銭的支援は妥当です。												

**【ステップ3】  
総合評価**

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	老人クラブの活動は、高齢者の孤立化を防ぎ、高齢者の生活を豊かなものとするため重要性を増しています。いきいきとした高齢社会の実現を目指す老人クラブへの助成は必要です。